

「命を守るルール」 誓約させれば守れるのか！？

今、新幹線各職場の至る所に「安全最優先」のシールが貼られ、トイレまでギッシリ貼られています。また関西支社の各職場では、所長のポスターが社員を威圧するが如く貼り巡らされています。

特に大一両エレベータの中に貼り巡らされている各所長が腕組みしたポスターは、社員への威圧でしかなく精神衛生上問題があり、多くの社員が「あのポスターは、異常である！」と問題視しています。

大阪第二運輸所では、5月11日～5月31日まで「労災防止に関する面談」実施の掲示が出されました。

さて、その面談の内容は・・・

J R発足以降の労災死者数を説明し、6月1日から「命を守るルール」を実施するというものです。「車両所構内における列車進来時に直前横断を認めた場合」は、現認した管理者からイエローカードを出され、その場で所属・氏名を聞かれ、上に報告され、現認された乗務員は、その内容を乗務報告書に記載し報告するというものです。

またイエローカードが二回でレッドカードになり、レッドカードで、指導・教育になるということです。現認は抜き打ちで、いわゆる「ネズミ取り方式」とのこと、ちなみに管理者が直前横断した場合の想定はないそうです(管理者はしないのが前提だそうです!!)

列車進来時の直前横断は大変危険な行為で、あってはならないことです。しかし、会社が行う「安全に対する意識」を強制して、懲罰をもつての圧力で成し遂げようとする姿勢に私たちは反対です!!

さらに、面談時に「安全の目標」として、自らの行動を誓約させられます。それも「業務指示」で強制です。書かなければ業務指示違反となるということです。

「労災には特効薬はない」と会社の説明書には書かれていて、担当助役からも説明を受けました。しかし、設備（地上信号機が進行信号を現示したときは、警告放送が鳴る）などハード面の改善と「個人の自発的な発意での安全確認」のソフト面があれば十分な特効薬になります。

会社が行う、懲罰・強制では特効薬どころか、単なるモルヒネ（麻酔薬）にしかありません。

安全は個人の自発的な発意により守れるものです!